

札幌市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例案

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

札幌市道路附属物自動車駐車場条例（平成6年条例第30号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表2中

入出場時間		を
午前8時から午後10時まで		

入場時間	出場時間	に改める。
午前7時から午後10時まで	午前7時から午後12時まで	

(2) 別表3に備考として次のように加える。

備考 午後9時から午後12時までの間の駐車料金は、850円を上限とする。

附 則

この条例は、平成30年3月1日から施行する。

(理 由)

札幌駅周辺の商業施設の営業時間等を踏まえ、札幌駅北口地下駐車場の入場時間及び出場時間を延長する等のため、本案を提出する。